

平成21年6月3日
経済産業省
原子力安全・保安院

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づくレモンガス株式会社に対する処分について

原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売会社及び保安機関であるレモンガス株式会社に対し液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査を行った結果、同法の規定により実施すべき保安業務の一部を実施していないことを確認しました。

このため、本日、同法の規定に基づき、同社に対して実施していない保安業務の早急な実施及びその方法の改善を命じました。

1. 事実関係

当省原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売会社及び保安機関であるレモンガス株式会社の秦野支店及び小田原支店に対してそれぞれ平成21年2月6日、3月10日に液石法に基づく立入検査を行うとともに、同年4月14日に液石法に基づく報告の徴収を行いました。

その結果、平成21年5月14日に同社から受理した報告により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第34条第1項の規定に違反し、同社が行うべき保安業務のうち次に掲げる調査及び点検について、同年4月14日時点において当該調査及び点検を実施すべき一般消費者等数87,319件中15,681件において実施されていなかったことを確認しました。

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）第36条第1項第1号の表イ（4）に規定する供給設備の点検のうち、規則第18条第11号に掲げる基準（燃焼器入口圧力に関する基準）に関する事項及び同条第20号八に掲げる基準（調整器の調整圧力及び閉そく圧力に関する基準）に関する事項についてのもの
- (2) 規則第37条第1号の表イ（2）に規定する消費設備の調査のうち、規則第44条第1号トに掲げる基準（燃焼器入口圧力に関する基準）に関する事項についてのもの

2. 処分の概要

上記の違反事実について、レモンガス株式会社に対し行政手続法(平成5年法律第88号)の規定に基づく弁明の機会を付与した結果、同社から異議がなかったことから、本日、同社に対し、液石法第34条第3項の規定に基づき、以下の事項について命令しました。

- (1) レモンガス株式会社において実施されていない保安業務を早急に実施するとともに、その保安業務の実施に当たっては、計画的に実施するための実施計画を策定し、平成21年6月19日までに報告すること。また、同計画に基づく保安業務の実施状況について、報告の日から1年間、四半期ごとに報告すること。
- (2) 同社の各事業所における保安業務の確実かつ適切な実施を確保するため、本社による各事業所の監督の方法も含めて、保安業務の実施に関する改善計画を策定し、平成21年6月19日までに報告すること。また、同計画に基づく保安業務の実施状況について、同計画の報告の日から1年間、四半期ごとに報告すること。

原子力安全・保安院としては、引き続き、液化石油ガス販売事業者等の法令違反に対しては厳正に対処するとともに、事業者等に対する法令遵守の徹底、保安意識の向上と取組みの強化、保安教育の徹底を含め、一般消費者の保安の維持・確保が図られるよう適切な保安対策を講じてまいります。

<参考>

レモンガス株式会社

- ・本社：神奈川県平塚市高根1
- ・代表者：赤津 欣弥(代表取締役社長)
- ・資本金：2000万円
- ・主業務：LPガス卸売・直売、灯油卸売・直売、オートガス販売、工業用LPガス販売、ガス器具・住宅設備機器販売
- ・事業所：藤沢支店、小田原支店、秦野支店等23事業所

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

液化石油ガス保安課

担当者：矢島、五十嵐

電話：03-3501-1511(内線 4951)

03-3501-1672(直通)